

引上げ分の地方消費税交付金の活用について

引上げ分の地方消費税については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）に要する経費へ充てるものとされています。令和5年度平川市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 420,834 千円

【歳出】 (単位：千円)

事業名	対象経費 (決算額)	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	地方債 その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉分野	5,167,554	3,115,363	15,093	226,929	1,810,169
障害者福祉事業	1,152,362	795,514	2,144	39,513	315,191
高齢者福祉事業	22,478		1,539	2,333	18,606
児童福祉事業	1,961,953	1,387,296	4,580	63,505	506,572
母子父子福祉事業	579,753	425,651		17,167	136,935
生活保護事業	623,121	501,298	4,830	13,033	103,960
その他	827,887	5,604	2,000	91,378	728,905
社会保険分野	1,673,568	288,635	14,638	152,647	1,217,648
国民健康保険事業	317,369	156,009		17,975	143,385
後期高齢者医療事業	504,896	84,740	8,074	45,905	366,177
介護保険事業	639,174	47,886		65,868	525,420
その他	212,129		6,564	22,899	182,666
保健衛生分野	424,558	51,060	3,133	41,259	329,106
疾病予防対策事業	78,710	444		8,719	69,547
医療提供体制確保事業	31,696			3,531	28,165
健康増進対策事業	107,457			11,971	95,486
医療費助成事業	106,113	50,616	733	6,101	48,663
その他	100,582		2,400	10,937	87,245
	7,265,680	3,455,058	32,864	420,835	3,356,923

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当